

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
○ 救急病院の認定 【告示】		医療推進課	
○ 基本測量の終了 【公告】		監理課	
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧		都市計画課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
○ 〃		〃	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃	
【選挙管理委員会】			
○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消し		選挙管理委員会	
			目次
			担当課（室）

令和2年12月22日 岡山県公報 第12255号

◎岡山県告示第六百五十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和二年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

津山中央病院

2 所在地

津山市川崎一七五六

二 認定年月日

令和二年十二月十九日

三 認定の有効期限

令和五年十二月十八日

一 病院の名称及び所在地

1 名称

新見中央病院

2 所在地

新見市新見八二七一

二 認定年月日

令和二年十二月二十二日

三 認定の有効期限

令和五年十二月二十一日

〔五六六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和二年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、瀬戸内市及び早島町
測量の種類	基本測量（空中写真撮影）
終了年月日	令和二年十一月七日

令和2年12月22日 岡山県公報 第12255号

〔五六七〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により勝央町から津山広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

津山広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和二年十二月九日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、勝央町産業建設部において縦覧に供する。

令和2年12月22日 岡山県公報 第12255号

〔五六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八―六、四七九三―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島四一〇八一三エクリールB棟二〇三号

岡本 秀幸

岡本 裕美

三 許可番号

岡山県指令建指第一九二号

〔五六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八―五、四七九三―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区浦安本町九八―三浦安官舎一〇一号室

石井 秀幸

三 許可番号

岡山県指令建指第一三一号

〔五七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和二年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七八―五、四七九三―五

二 公共施設の種類

下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区浦安本町九八―三浦安官舎一〇一号室

石井 秀幸

五 許可番号

岡山県指令建指第一三一号

◎岡山県選管告示第八十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に定める個人演説会等を開催することができる施設について、倉敷市選挙管理委員会から、次の施設の指定を取り消した旨報告があった。

令和二年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会
委員長 藤原健補

施設 の 名 称	倉敷市山陽ハイツ
所 在 地	倉敷市有城二一九五番地二
施設 の 管 理 者	社 beneフィットホテル株式会社
指 定 取 消 年 月 日	令和二年十二月一日